

IV 法人の解散及び合併

1 解散

特定非営利活動法人は、法に定める解散事由（注23）によって解散します。なお、社員総会の決議によって解散する場合は、その議決は社員総数の3／4以上の多数で行うことが必要です。ただし、定款に特別の定めがある場合はそれによります。（法第31条の2）

解散の事由によって、所轄庁の認証を受ける場合と所轄庁に届け出る場合があります。

注24 解散の事由（法第31条第1項）

- ① 社員総会の決議
- ② 定款で定めた解散事由の発生
- ③ 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- ④ 社員の欠亡
- ⑤ 合併
- ⑥ 破産手続開始の決定
- ⑦ 法第43条の規定による設立認証の取消し

(1) 認定

法人が、目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能により解散するときは、必要な書類を添付した解散認定申請書（様式第13号）を所轄庁に提出（注24）し、解散の認定を受けなければなりません。（法第31条第2項、第3項、条例第12条）

注25 事業の成功の不能による解散の認定に必要な書類

- ① 解散認定申請書（様式第13号）
- ② 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能を証する書面

(2) 届出

法人が、社員総会の決議、定款で定めた解散事由の発生、社員の欠亡、破産手続開始の決定によって解散したときは、清算人は、必要な書類を添付した解散届出書（様式第14号）により所轄庁に届け出（注25）なければなりません。（法第31条第4項、条例第13条）

注26 解散の届出に必要な書類

- ① 解散届出書（様式第14号）
- ② 解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書

2 清算

(1) 清算人

法人が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定の場合を除き、理事が清算人となります。ただし、定款に別段の定めがあるとき又は社員総会で他の者を選任したときは、それによります。

これらによっても清算人がいないとき又は清算人が欠けたため損害を生ずる恐れがあるときは、裁判所が清算人を選任することができます。（法第31条の5、第31条の6）

(2) 清算人の職務

清算中に就職した清算人は、就職後、必要な書類を添付した清算人就職届出書（様式第15号）により所轄庁に届け出（注26）なければなりません。（法第31条の8、条例第13条第2項）

注27 清算中に就職した清算人の届出に必要な書類

- ① 清算人就職届出書（様式第15号）
- ② 清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書

清算人は、就職した日から2か月以内に少なくとも1回の公告を行い、債権者に対して、2か月以上の一定の期間内に債権の請求の申し出を行うべき旨を催告しなければなりません。また、あらかじめ分かっている債権者には、各別に債権の請求の申し出を行うべき旨を催告しなければなりません。（法第31条の10）

また、清算中に法人の財産が債務を完済するのに不足することが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産宣告の請求を裁判所に行い、その旨を公告しなければなりません。（法第31条の12）

清算が終了したときは、清算人は、必要な書類を添付した清算終了届出書（様式第17号）により所轄庁に届け出（注27）なければなりません。（法第32条の3、条例第15条）

注28 清算終了の届出に必要な書類

- ① 清算終了届出書（様式第17号）
- ② 清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書

(3) 残余財産の帰属

解散した法人の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定の場合を除き、定款で定めた者（注28）に帰属しますが、定款に定めがない場合は、国又は地方公共団体に譲渡されるか、最終的には国庫に帰属することとなります。（法第32条）

注29 残余財産の帰属すべき者（法第11条第3項）

- ① 他の特定非営利活動法人
- ② 国又は地方公共団体
- ③ 公益社団法人又は公益財団法人
- ④ 私立学校法第3条に規定する学校法人
- ⑤ 社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人
- ⑥ 更生保護事業法第2条第6項に規定する更生保護法人

3 合併

法人は、他の特定非営利活動法人と合併することができます。合併には、他の法人を吸収する場合と、合併して新法人を設立する場合が考えられますが、いずれにしても、合併するときは、まず、社員総会で議決しなければなりません。その議決は社員総数の3/4以上の多数で行うことが必要です。（法第34条第1項、第2項）

社員総会で議決した後は、所轄庁の認証を受ける必要があります。（法第34条第3項）認証の手続きや申請に必要な書類（注29）は、法人設立の認証の場合とほぼ同様となっていますので、「II 法人の設立」の章を参考にしてください。（法第34条第4項、第5項、条例第16条）

注30 合併の認証の申請に必要な書類

- ① 合併認証申請書（様式第3号）
- ② 定款〔2部※〕
- ③ 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した書面）〔2部※〕
- ④ 役員の欠格事由に該当しないこと及び役員の親族等の排除の規定に違反しないことを誓約し、役員就任を承諾する書面の謄本
- ⑤ 各役員の住所又は居所を証する書面として県条例で定めるもの
- ⑥ 社員のうち10人以上の者の名簿
- ⑦ その活動が、宗教活動や政治活動を主たる目的とするものでないこと、特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とするものでないこと、及び団体が暴力団でなく、暴力団又はその構成員等の統制の下にある団体でないことを確認したことを示す書面
- ⑧ 合併趣旨書〔2部※〕
- ⑨ 合併についての意思の決定を証する議事録の謄本
- ⑩ 合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画〔2部※〕
- ⑪ 合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書〔2部※〕

※ 申請先が市町である場合には3部

合併が認証されたら、法人は、その通知があった日から2週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作成し、主たる事務所に備え置かなければなりません。また、債権者に対して、合併に異議があれば一定の期間内（2か月以上）に述べるべきことを公告し、かつ、あらかじめ分かっている債権者には、各別にこれを催告しなければなりません。（法第35条）

この際、債権者が期間内に異議を述べなかったときは、合併を承認したものと見なされますが、債権者が異議を述べたときには、法人はこれに弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければなりません。（法第36条）

これらの手続きの終了後、法人は、合併の登記をしなければなりません。合併後存続する法人については変更の登記、合併により消滅する法人については解散の登記、合併により新設する法人については設立の登記を行うこととなります。（法第39条第1項）

また登記後は、必要な書類を添付した合併登記完了届出書（様式第10号）により所轄庁に届け出るとともに、一般閲覧用の書類（注30）を提出する必要があります。（法第39条第2項、条例第10条表区分1）

注31 合併登記完了後の届出書類及び提出書類

（届出書類）① 合併登記完了届出書（様式第10号）

② 合併に係る登記事項証明書

（提出書類）① 合併後の定款

② 合併後の役員名簿

③ 合併に係る登記事項証明書の写し

④ 合併当初の財産目録

⑤ 合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画

⑥ 合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書